

会見年月日	令和5年11月20日(月曜日)	
担 当 課	教育委員会生涯学習課	(担当者名:松本・亀井)
問い合わせ先	TEL: 43-6858 (内線: 2329)	FAX: 43-6858

アフタースクール保育料の改定について

1. 趣 旨

子育て世代の経済的負担を軽減するため、春季休業日又は冬季休業日のみを 利用する場合のアフタースクール保育料を改定します。

2. 内容

これまで春季休業日又は冬季休業日のみを利用する場合、月額6,000円の 負担をお願いしておりましたが、令和5年12月から下記の表のとおり改定し ます。

利用月	保育料
春季休業日のみ利用する月	4,000円
冬季休業日のみ利用する月	3,000円

改定後は

4月春季休業日のみ利用者 : 6,000円→4,000円 12月冬季休業日のみ利用者: 6,000円→3,000円 1月冬季休業日のみ利用者 : 6,000円→3,000円

3月春季休業日のみ利用者 : 6,000円→4,000円 となります。